

大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則

平成16年4月1日  
通則第1号

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 大学共同利用機関（第2条）
- 第3章 自然科学研究機構の組織運営等（第3条～第16条）
- 第4章 事務局等（第17条～第18条の8）
- 第5章 国立天文台（第19条～第26条）
- 第6章 核融合科学研究所（第27条～第34条）
- 第7章 基礎生物学研究所（第35条～第39条）
- 第8章 生理学研究所（第40条～第44条）
- 第9章 分子科学研究所（第45条～第49条）
- 第10章 岡崎3機関共通の研究施設及び組織等（第50条～第57条）
- 第11章 補則（第58条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この通則は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）及びその他関係法令の定めるところによるもののほか、大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「機構」という。）及び機構に設置された大学共同利用機関（以下「機関」という。）の組織運営について定めることを目的とする。

第2章 大学共同利用機関

（大学共同利用機関の位置及び共通施設等）

第2条 国立大学法人法施行規則（平成15年文部科学省令第57号）第1条に規定する機関の位置は、次のとおりとする。

- 一 国立天文台 東京都三鷹市
- 二 核融合科学研究所 岐阜県土岐市
- 三 基礎生物学研究所 愛知県岡崎市

四 生理学研究所 愛知県岡崎市

五 分子科学研究所 愛知県岡崎市

2 前項第3号から第5号までに規定する愛知県岡崎市に位置する機関（以下「岡崎3機関」という。）に、共通の研究施設及び組織等を置く。

（機構直轄研究施設）

第2条の2 機構直轄の研究施設（以下「機構直轄研究施設」という。）として、次の組織を置く。

一 共創戦略統括本部

二 アストロバイオロジーセンター

三 生命創成探究センター

2 機構直轄研究施設の組織運営に関し必要な事項については、別に定める。

### 第3章 自然科学研究機構の組織運営等

（組織）

第3条 機構に次の組織を置く。

一 事務局

二 監査室

三 内部統制推進室

四 情報基盤推進室

五 基金事業室

第3条の2 第2条第1項に規定する各機関に研究力強化戦略室を置く。

第3条の3 機構に、規程の定めるところにより、特定の事項を担当させる組織を置くことができる。

（役員）

第4条 法人法第24条第3項に規定する監事のうち1人は、非常勤とする。

2 法人法第24条第2項に規定する理事の員数は、5人とする。ただし、1人以上の非常勤の理事（その任命の際、現に機構の役員又は職員でない者が任命されるものに限る。）を置く場合には6人とすることができる。

（副機構長）

第5条 機構に副機構長を置く。

2 副機構長は、次条第1項第1号に規定する者をもって充てる。

3 副機構長は、機構長の職務を助け、機構の事業計画その他管理運営に関する重要事項を整理する。

（職員の種類）

第6条 機構に次の職員を置く。

一 機関の長

イ 国立天文台 台長

ロ 核融合科学研究所，基礎生物学研究所，生理学研究所及び分子科学研究所 所長

二 研究教育職員

イ 教授

ロ 技師長（国立天文台に限る。）

ハ 准教授

ニ 上席研究員（分子科学研究所に限る。）

ホ 主任研究技師（国立天文台に限る。）

ヘ 主任研究員（分子科学研究所に限る。）

ト 先任研究技師（国立天文台に限る。）

チ 助教

リ 助手

ヌ 研究技師（国立天文台に限る。）

三 技術職員

四 事務職員

五 U R A職員

六 年俸制職員

七 特定契約職員

八 短時間契約職員

2 機構に，前項第2号に掲げるもののほか，研究教育職員として講師を置くことができる。

3 機関の長は，当該機関の業務を掌理する。

4 研究教育職員の職務については，次の各号に掲げるとおりとする。

一 助手以外の職員 専ら研究に従事するとともに，機構長又は所属する機関の長の命を受け，国立大学法人その他の大学の大学院における教育に協力するための学生の研究指導（以下「研究指導」という。）を行う。

二 助手 所属する機関における研究教育の円滑な実施に必要な業務に従事する。

5 技術職員は，研究に関する技術的職務に従事する。

6 事務職員は，総務，研究連携，財務等の事務に従事する。

7 U R A職員，年俸制職員，特定契約職員及び短時間契約職員の職務については，別に定める。

（外国での職員の雇用）

第6条の2 在外勤務場所の長（現地における法人格を有する場合に限る。）は，機構長の

許可を得て、現地において、当該国の労働法令を遵守した職員の雇用を行うことができる。

(名誉教授)

第7条 機構は、機構長、機関の長、研究教育職員として勤務した者であって、機構の目的達成上、特に功績のあった者に対し、名誉教授の称号を授与することができる。

2 名誉教授の称号の授与に関し必要な事項については、別に定める。

(特別栄誉教授)

第7条の2 機構は、機構に対する著しい学術の貢献があった者に対し、特別栄誉教授の称号を授与することができる。

2 特別栄誉教授の称号の授与に関し必要な事項については、別に定める。

(役員会)

第8条 機構に、業務の執行に関する重要事項を審議するため、機構長及び理事で構成する会議として役員会を置く。

2 役員会の組織運営等に関し必要な事項については、別に定める。

(機構長選考・監察会議)

第9条 法人法第26条において準用する法人法第12条に規定する機構長選考・監察会議は、常設とする。

2 前項に規定する機構長選考・監察会議の組織運営等に関し必要な事項については、別に定める。

(経営協議会及び教育研究評議会)

第10条 法人法第27条及び第28条に規定する経営協議会及び教育研究評議会の組織運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(機構会議)

第11条 機構に、機構の運営に関する重要事項を審議するため、機構会議を置く。

2 前項に規定する機構会議の組織運営に関し必要な事項については、別に定める。

第12条 削除

(研究連携委員会)

第12条の2 機構に、機構全体の研究連携に関する事項その他の研究連携に関する重要事項を審議するため、研究連携委員会を置く。

2 前項に規定する研究連携委員会の組織運営に関し必要な事項については、別に定める。

(国際連携委員会)

第12条の3 機構に、機構全体の国際交流及び国際連携に関する重要事項を審議するため、国際連携委員会を置く。

2 前項に規定する国際連携委員会の組織運営に関し必要な事項については、別に定める。

(広報委員会)

第12条の4 機構に、機構全体の国内外への情報発信・広報力強化に関する事項その他の広報に関する重要事項を審議するため、広報委員会を置く。

2 前項に規定する広報委員会の組織運営に関し必要な事項については、別に定める。  
(男女共同参画推進委員会)

第12条の5 機構に、機構全体の男女共同参画推進に関する重要事項を審議するため、男女共同参画推進委員会を置く。

2 前項に規定する男女共同参画推進委員会の組織運営に関し必要な事項については、別に定める。  
(情報セキュリティ委員会)

第12条の6 機構に、機構全体の情報セキュリティに関する重要な事項等を審議するため、情報セキュリティ委員会を置く。

2 前項に規定する情報セキュリティ委員会の組織運営に関し必要な事項については、別に定める。  
(産学連携委員会)

第12条の7 機構に、機構全体の産学連携に関する重要な事項等を審議するため、産学連携委員会を置く。

2 前項に規定する産学連携委員会の組織運営に関し必要な事項については、別に定める。  
(その他の委員会)

第13条 機構に、業務上の必要事項について審議するため、委員会を置くことができる。  
(大学共同利用機関長選考委員会)

第14条 機構に、機関の長の採用の選考を行うため大学共同利用機関長選考委員会を置く。

2 前項に規定する大学共同利用機関長選考委員会の組織運営に関し必要な事項については、別に定める。  
(運営会議)

第15条 機関に、当該機関の共同研究計画に関する事項その他の機関の運営に関する重要事項で当該機関の長が必要と認める事項について、当該機関の長の諮問に応じるため、運営会議を置く。

2 前項に規定する運営会議の組織運営に関し必要な事項については、別に定める。  
(研究力強化戦略室)

第15条の2 機関に、当該機関の研究力強化のため、研究力強化戦略室を置く。

2 機構直轄研究施設に、研究力強化戦略室を置くことができる。

3 前2項に規定する研究力強化戦略室の組織運営に関し必要な事項については、別に定める。  
(内部組織に関する委任)

第16条 この通則に別段の定めのあるものを除くほか、機関の内部組織については、当該機関の長が定め、岡崎3機関共通の研究施設及び組織等の内部組織については、第52条に規定するところに従い、岡崎3機関の長が定める。

#### 第4章 事務局等

##### (事務局)

第17条 事務局は、事務局及び共創戦略統括本部における総務、研究連携及び財務等に関する事務を処理するとともに、機構の総務、研究連携及び財務等に関する事務の連絡・調整を行う。

- 2 事務局に、その所掌事務を分掌させるため、別に定めるところにより、課及び室を置く。
- 3 事務局に、局長を置く。
- 4 事務局に、局次長を置くことができる。
- 5 課及び室に、それぞれ課長及び室長を置き、事務職員をもって充てる。
- 6 局長は、事務局の業務を掌理する。
- 7 局次長は、局長を補佐し、事務局の業務を総括整理する。
- 8 課長及び室長は、それぞれ課又は室の業務を処理する。
- 9 前各項に掲げるもののほか、事務局に関し必要な事項については、別に定める。

##### (共創戦略統括本部)

第18条 共創戦略統括本部に、本部長、副本部長及び本部員を置く。

- 2 本部長及び副本部長は、機構長が指名する理事又は副機構長をもって充てる。
- 3 共創戦略統括本部の運営に関し必要な事項については、別に定める。

##### (企画戦略室)

第18条の2 企画戦略室に、室長及び室員を置く。

- 2 室長は、機構長が指名する者をもって充てる。
- 3 企画戦略室の運営に関し必要な事項については、別に定める。

第18条の3 削除

第18条の4 削除

第18条の5 削除

第18条の5の2 削除

##### (監査室)

第18条の6 監査室は、内部監査を企画及び実施するとともに、機構の監査に関する連絡・調整を行う。

- 2 室長は、室員から機構長が任命する。

3 監査室に関し必要な事項については、別に定める。

#### 第18条の7 削除

(内部統制推進室)

第18条の8 内部統制推進室は、内部統制を推進及び評価するとともに、機構の内部統制に関する連絡及び調整を行う。

2 室長は、機構長が指名する者をもって充てる。

3 内部統制推進室に関し必要な事項については、別に定める。

(情報基盤推進室)

第18条の9 情報基盤推進室に、室長及び室員を置く。

2 室長は、機構長が指名する理事又は副機構長をもって充てる。

3 情報基盤推進室に関し必要な事項については、別に定める。

(基金事業室)

第18条の10 基金事業室に、室長及び室員を置く。

2 室長は、機構長が指名する者をもって充てる。

3 基金事業室に関し必要な事項については、別に定める。

## 第5章 国立天文台

(副台長等)

第19条 国立天文台に副台長2人を置き、教授、技師長又は大学共同利用機関法人自然科学研究機構年俸制職員就業規則(平成23年通則第5号。以下「年俸制職員就業規則」という。)に定める特任教授(以下「特任教授」という。)をもって充てる。

2 副台長は、台長を助け、国立天文台の行う研究及び観測に係る事業の企画及び実施について総括整理する。

3 国立天文台に技術主幹及び研究連携主幹を置き、教授、技師長又は特任教授をもって充てる。

4 技術主幹は、技術に関する専門的業務を掌理する。

5 研究連携主幹は、研究連携に関する業務を掌理する。

(内部組織)

第20条 国立天文台に、科学研究部、次の3センター及び事務部を置く。

一 天文データセンター

二 先端技術センター

三 天文情報センター

2 国立天文台に次の表のとおり、プロジェクト室を置き、当該プロジェクト室を総括するため、長を置く。

プロジェクト室名	長の呼称
ハワイ観測所	観測所長
野辺山宇宙電波観測所	観測所長
水沢VLBI観測所	観測所長
太陽観測科学プロジェクト	プロジェクト長
チリ観測所	観測所長
アルマプロジェクト	プロジェクト長
天文シミュレーションプロジェクト	プロジェクト長
重力波プロジェクト	プロジェクト長
TMTプロジェクト	プロジェクト長
JASMINEプロジェクト	プロジェクト長
RISE月惑星探査プロジェクト	プロジェクト長
SOLAR-Cプロジェクト	プロジェクト長

- 3 国立天文台に図書室及び情報セキュリティ室を置く。
- 4 前3項に掲げるもののほか、国立天文台にその他の組織を置くことができる。

(科学研究部)

第21条 第20条第1項に規定する科学研究部に科学研究部長を置き、教授、技師長、准教授、特任教授又は年俸制職員就業規則に定める特任准教授（以下「特任准教授」という。）をもって充てる。

- 2 科学研究部長は、科学研究部における研究指導に関し、総括し、及び調整する。
- 3 科学研究部に研究部門を置くことができる。

(センター)

第22条 第20条第1項第1号から第3号までに掲げるセンターにセンター長を置き、教授、技師長、准教授、特任教授又は特任准教授をもって充てる。

- 2 センター長は、当該センターにおける研究及び研究指導に関し、総括し、及び調整する。

(事務部)

第23条 事務部は、国立天文台及びアストロバイオロジーセンターの総務、研究連携及び財務等に関する事務を処理する。

- 2 事務部に、それぞれの所掌事務を分掌させるため、機構長が別に定めるところにより、課を置く。
- 3 事務部及び課に、それぞれ部長及び課長を置き、事務職員をもって充てる。
- 4 部長は、部の業務を掌理する。
- 5 課長は、課の業務を処理する。

(プロジェクト室等)

第24条 第20条に規定するプロジェクト室等について必要な事項は、運営会議の議に基づき、台長が定める。

(図書室)

第25条 図書室に室長を置き、教授、准教授、特任教授又は特任准教授をもって充てる。

2 室長は、図書室の業務を掌理する。

(情報セキュリティ室)

第25条の2 情報セキュリティ室に室長を置き、教授、技師長又は特任教授をもって充てる。

2 室長は、情報セキュリティ室の業務を掌理する。

(委員会等)

第26条 国立天文台に、業務上の必要事項について審議するため、委員会を置くことができる。

## 第6章 核融合科学研究所

(副所長)

第27条 核融合科学研究所に副所長1人を置き、教授をもって充てる。

(内部組織)

第28条 核融合科学研究所に、次の3部を置く。

一 管理部

二 技術部

三 研究部

2 核融合科学研究所に、次の4センターを置く。

一 核融合科学学際連携センター

二 六ヶ所研究センター

三 安全衛生推進センター

四 情報システム・セキュリティセンター

3 核融合科学研究所に、次の4室を置く。

一 プラットフォーム企画室

二 研究教育改善室

三 広報室

四 図書室

4 前各項に掲げるもののほか、核融合科学研究所にその他の組織を置くことができる。

(管理部)

第29条 管理部においては、総務、研究連携及び財務等に関する事務を処理する。

2 管理部に、その所掌事務を分掌させるため、機構長が別に定めるところにより、課を置く。

3 管理部及び課に、それぞれ部長及び課長を置き、事務職員をもって充てる。

4 部長は、部の業務を掌理する。

5 課長は、課の事務又は業務を処理する。

(技術部)

第29条の2 技術部は、技術に関する専門的業務を処理する。

2 技術部に、その所掌事務を分掌させるため、別に定めるところにより、課を置く。

3 技術部及び課に、それぞれ部長、副部長及び課長を置き、技術職員をもって充てる。

4 部長は、部の業務を掌理する。

5 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときはその職務を代理する。

6 課長は、課の事務又は業務を処理する。

(研究部)

第30条 第28条第1項第3号に規定する研究部に、別に定めるところにより、ユニットを置く。

2 研究部に部長を置き、教授をもって充てる。

3 部長は、研究部の研究業務に関する重要事項を総括整理する。

4 ユニットにユニット長を置き、研究教育職員又は年俸制職員就業規則に定める特任教員をもって充てる。

5 ユニット長は、当該ユニットの運営について、総括し、及び調整する。

(センター)

第31条 第28条第2項に規定するセンターにセンター長を置き、教授又は准教授をもって充てる。

2 センター長は、当該センターの業務を掌理する。

3 センターに関し必要な事項については、別に定める。

(室)

第32条 第28条第3項に規定する室に室長を置き、教授をもって充てる。

2 室長は、当該室の業務を掌理する。

3 室に関し必要な事項については、別に定める。

第33条 削除

(委員会等)

第34条 核融合科学研究所に、業務上の必要事項について審議するため、委員会を置くことができる。

## 第7章 基礎生物学研究所

### (副所長)

第35条 基礎生物学研究所に副所長を1人置き、教授をもって充てる。

- 2 副所長は、基礎生物学研究所長を助け、基礎生物学研究所の事業計画その他の管理運営に関する重要事項について総括整理する。

### (研究主幹)

第36条 基礎生物学研究所に研究主幹を置き、研究教育職員をもって充てる。

- 2 研究主幹は、基礎生物学研究所の事業計画その他管理運営に関する事項に関し、それぞれ総括し、及び調整する。

### (内部組織)

第37条 基礎生物学研究所に、研究部門及び技術課を置く。

- 2 基礎生物学研究所に研究施設を置く。
- 3 前2項に掲げるもののほか、基礎生物学研究所にその他の組織を置くことができる。

### (技術課)

第38条 技術課においては、技術に関する専門的業務を処理する。

- 2 技術課に課長を置き、技術職員をもって充てる。
- 3 課長は、課の業務を処理する。

### (研究施設)

第39条 第37条第2項に規定する研究施設の名称は、別表に掲げるとおりとする。

- 2 前項の研究施設に長を置き、研究教育職員、特任教授又は特任准教授をもって充てる。
- 3 前項の長は、当該研究施設の業務を掌理する。

## 第8章 生理学研究所

### (副所長)

第40条 生理学研究所に副所長を1人置き、教授をもって充てる。

- 2 副所長は、生理学研究所長を助け、生理学研究所の事業計画その他の管理運営に関する重要事項について総括整理する。

### (研究総主幹)

第40条の2 生理学研究所に研究総主幹を置き、教授をもって充てる。

- 2 研究総主幹は、研究連携に関し、総括し、及び調整する。

### (主幹)

第41条 生理学研究所に主幹を置き、研究教育職員又は特任教授をもって充てる。

- 2 主幹は、生理学研究所の事業計画その他管理運営に関する事項に関し、それぞれ総括

し、及び調整する。

(内部組織)

第42条 生理学研究所に、次の4研究領域及び技術課を置く。

- 一 分子細胞生理研究領域
- 二 生体機能調節研究領域
- 三 基盤神経科学研究領域
- 四 システム脳科学研究領域

2 前項に掲げるもののほか、生理学研究所に研究施設を置く。

(技術課)

第43条 技術課においては、技術に関する専門的業務を処理する。

- 2 技術課に課長を置き、技術職員をもって充てる。
- 3 課長は、課の業務を処理する。

(研究施設)

第44条 第42条第2項に規定する研究施設の名称は、別表に掲げるとおりとする。

- 2 前項の研究施設に長を置き、研究教育職員をもって充てる。
- 3 前項の長は、当該研究施設の業務を掌理する。

## 第9章 分子科学研究所

(研究総主幹)

第45条 分子科学研究所に研究総主幹を1人置き、教授をもって充てる。

- 2 研究総主幹は、分子科学研究所長を助け、分子科学研究所の事業計画その他の管理運営に関する重要事項について総括整理する。

(内部組織)

第46条 分子科学研究所に、次の4研究領域及び技術推進部を置く。

- 一 理論・計算分子科学研究領域
- 二 光分子科学研究領域
- 三 物質分子科学研究領域
- 四 生命・錯体分子科学研究領域

2 分子科学研究所に研究施設を置く。

3 前2項に掲げるもののほか、分子科学研究所にその他の組織を置くことができる。

(研究領域)

第47条 前条第1項に掲げる研究領域に研究主幹を置き、研究教育職員をもって充てる。

- 2 研究主幹は、当該研究領域における研究及び研究指導に関し、総括し、及び調整する。

(技術推進部)

第48条 技術推進部においては、技術に関する専門的業務を処理する。

- 2 技術推進部に部長を置き、所長が指名する者をもって充てる。
- 3 部長は、部の業務を掌理する。
- 4 技術推進部に、その所掌事務を分掌させるため、別に定めるところにより、ユニットを置く。
- 5 ユニットにユニット長を置き、所長が指名する者をもって充てる。
- 6 ユニット長は、ユニットの業務を処理する。

(研究施設)

第49条 第46条第2項に規定する研究施設の名称は、別表に掲げるとおりとする。

- 2 前項の研究施設に長を置き、研究教育職員をもって充てる。
- 3 前項の長は、当該研究施設の業務を掌理する。

## 第10章 岡崎3機関共通の研究施設及び組織等

(共通の研究施設及び組織等)

第50条 第2条第2項に規定する岡崎3機関共通の研究施設及び組織等として、次の研究施設及び組織等を置く。

- 一 岡崎共通研究施設
- 二 岡崎統合事務センター
- 三 岡崎情報図書館
- 四 岡崎コンファレンスセンター
- 五 岡崎共同利用研究者宿泊施設
- 六 岡崎情報ネットワーク管理室

(岡崎共通研究施設)

第51条 岡崎共通研究施設の名称は、次に掲げるとおりとする。

- 一 計算科学研究センター
  - 二 動物資源共同利用研究センター
  - 三 アイソトープ実験センター
  - 四 岡崎連携プラットフォーム
- 2 前項第1号から第3号までの研究施設にそれぞれ長を置き、研究教育職員をもって充てる。
  - 3 第1項第4号の研究施設に長を置き、当該研究施設に対して密接な関係及び協力を行う大学共同利用機関の長をもって充てる。
  - 4 前2項の長は、当該研究施設の業務を掌理する。

(共通の研究施設及び組織等の運営)

第52条 前2条に定める共通の研究施設及び組織等の運営に関する重要事項については、岡崎3機関の長の合議により、別に定める。

(岡崎統合事務センター)

第53条 岡崎統合事務センターは、岡崎3機関及び生命創成探究センター（以下「岡崎3機関等」という。）における総務、研究連携及び財務等に関する事務を処理する。

2 岡崎統合事務センターに、その所掌事務を分掌させるため、別に定めるところにより、課を置く。

3 岡崎統合事務センター及び課に、それぞれ事務センター長及び課長を置き、事務職員をもって充てる。

4 事務センター長は、岡崎統合事務センターの事務を掌理する。

5 課長は、課の事務を処理する。

(岡崎情報図書館)

第54条 岡崎情報図書館は、基礎生物学、生理学及び分子科学に関する図書、雑誌その他情報資料を収集し、整理保存して、職員及び共同利用研究者等の利用に供する。

2 岡崎情報図書館に、岡崎情報図書館長を置く。

3 岡崎情報図書館長は、岡崎情報図書館の業務を掌理する。

4 岡崎情報図書館の組織運営に関し必要な事項については、別に定める。

(岡崎コンファレンスセンター)

第55条 岡崎コンファレンスセンターは、学術の国際的及び国内的交流を図り、岡崎3機関の研究、教育の進展に資するとともに、社会との連携、交流に寄与する。

2 岡崎コンファレンスセンターの組織運営に関し必要な事項については、別に定める。

(岡崎共同利用研究者宿泊施設)

第56条 岡崎共同利用研究者宿泊施設は、共同利用研究者等の利用に供する。

2 岡崎共同利用研究者宿泊施設の組織運営に関し必要な事項については、別に定める。

(岡崎情報ネットワーク管理室)

第57条 岡崎情報ネットワーク管理室は、岡崎3機関等における情報ネットワークの整備等を行う。

2 岡崎情報ネットワーク管理室の組織運営に関し必要な事項については、別に定める。

## 第11章 補則

(補則)

第58条 この通則に定めるもののほか、組織運営等について必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この通則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この通則は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この通則は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

この通則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この通則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この通則は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この通則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この通則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この通則は、平成20年4月24日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この通則は、平成20年5月22日から施行する。

附 則

この通則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この通則は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この通則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この通則は、平成23年7月21日から施行する。

附 則

この通則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この通則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この通則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この通則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この通則は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この通則は、平成26年2月1日から施行する。

附 則

この通則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この通則は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この通則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この通則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この通則は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この通則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この通則は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この通則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この通則は、平成29年5月25日から施行する。

附 則

この通則は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この通則は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この通則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この通則は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この通則は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この通則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この通則は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この通則は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この通則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この通則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この通則は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この通則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この通則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この通則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年11月24日改正）

この通則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月22日改正）

この通則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年1月30日改正）

この通則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年11月24日改正）

この通則は、令和5年12月1日から施行する。

附 則（令和5年11月24日改正）

この通則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年6月27日改正）

この通則は、令和6年7月1日から施行する。

附 則（令和6年7月25日改正）

この通則は、令和6年10月1日から施行する。

附 則（令和7年1月23日改正）

この通則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年2月20日改正）

この通則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月26日改正）

この通則は、令和8年4月1日から施行する。

## 別表（第39条，第44条，第49条関係）

研究所の名称	左欄の研究所に置く研究施設の名称
基礎生物学研究所	超階層生物学センター I B B Pセンター
生理学研究所	研究連携センター 脳機能計測・支援センター 行動・代謝分子解析センター 情報処理・発信センター
分子科学研究所	極端紫外光研究施設 協奏分子システム研究センター メゾスコピック計測研究センター 機器センター 装置開発室